

第75回 吹田市個人情報保護審議会

日 時 令和4年1月24日(月) 開会10時00分 閉会12時19分

場 所 吹田市役所 中層棟4階 第4委員会室

案 件

1 諮問案件

(1) 留守家庭児童育成室運営支援システム導入に係る個人情報の保護について

【地域教育部 放課後子ども育成室】

(2) 人事評価システム導入業務に係る個人情報の保護について

【総務部 人事室】

(3) 人事給与システムのクラウド化に係る個人情報の保護について

【総務部 人事室】

(4) 北千里児童センター入退室管理システムに係る個人情報の保護について

【児童部 子育て政策室】

(5) 申請管理システム構築業務に伴う新たな電子計算機処理に係る個人情報の保護について

(継続審議分)

【行政経営部 情報政策室】

2 その他

<委員>

出席：(会長) 畠田 健治 (副会長) 河野 和宏

塩路 裕子 瀧澤 廣成 豊永 泰雄 中西 清美 平山 雄一

廣瀬 恵美子 宮前 正利 宮本 修

欠席：坂元 耕兵

<実施機関(説明者)>

案件(1)：放課後子ども育成室 (次長) 堀 哲郎 (参事) 国本 光弘

案件(2)：人事室 (参事) 竹本 和倫 (主幹) 宮本 貴至

案件(3)：人事室 (参事) 田畑 茂洋 (主査) 長尾 和樹 (係員) 重村 勇志

案件(4)：子育て政策室 (参事) 湊崎 雄作 (主幹) 橋田 直樹 (主幹) 木戸 裕子

案件(5)：情報政策室 (参事) 竹原 敦史 (主査) 松本 恵介 (係員) 榊 脩司

子育て給付課 (課長代理) 吉澤 俊樹

<事務局>

市民部 (部長) 高田 徳也

市民総務室 (室長) 中川 久一 (参事) 川本 義一 (主幹) 井手本 治夫

<傍聴者>

無し

1 諮問内容

(1) 対象業務

留守家庭児童育成室運営支援システム導入業務

(2) 概要

ア 目的

各小学校に設置している留守家庭児童育成室（以下「育成室」という。）に対し、運営支援システム（職員管理、児童管理、保護者との双方向通信、保育計画・運営報告書等作成等の機能を備えたもの。以下「本システム」という。）を導入し、会計年度任用職員管理、児童管理、報告書等の作成、保護者とのやりとり等を電子化・自動化し、利便性と業務効率の向上を図ります。

イ 効果

手作業業務のシステム化による業務効率化で業務負担の軽減を図るとともに、育成室利用者の利便性の向上を図ります。

(3) 諮問理由

システムを導入して、新たに個人情報取扱事務に係る電子計算機処理を行うとともに、実施機関以外のものと電子計算機の結合を行うことから、審議会の意見をいただくものです。

2 議事要旨（委員からの質問）

委員： 別紙3のⅢ連絡情報（育成室職員→保護者）は、職員の勤務シフト情報以外にどのような情報が含まれるか。

実施機関： 各育成室から保護者に送るお知らせも含まれます。

委員： 別紙3のⅣ連絡情報（保護者・育成室職員→育成室）は、保護者からの登降室情報（欠席連絡）以外にどのような情報が含まれるか。

実施機関： 指導員等からの休暇申請、保護者や指導員等へ実施したアンケートの回答等が含まれます。

委員： 留守家庭児童育成室運営支援システムの個人情報を含むデータの保存期間とデータ削除の方法について、説明してほしい。

実施機関： 通例、5～10年でシステムの更新・再構築を行うため、その際に新しいシステムに移行すべき情報かそうでないかを整理を行い、必要としない情報については消去します。消去方法については、物理的破壊もしくは機器内部の記憶装置から、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にする措置を実施することを想定しています。

委員： 中間サーバの個人情報を含むデータの保存期間とデータ削除の方法について、説明してほしい。

実施機関： この中間サーバでは、インターネット側に設置された公開サーバ、LGWAN 側に設置されたシステム本体サーバの双方を仲介するのみで、個人情報は蓄積されません。

委員： 公開サーバの個人情報を含むデータの保存期間とデータ削除の方法について、説明してほしい。

実施機関： 公開サーバは、保護者のリクエストを中間サーバに引き継ぎをするのみで、個人情報は蓄積されません。

委員： システムで持つデータの保存期間や削除時期については、システム更新のタイミングではなく、本システム導入時までには、文書管理規程などを参考に事前に決めておくべきではないか。

実施機関： 御指摘のとおりですので、システム導入までに定めたいと思います。

委員： 今現在も職員情報や児童情報は取り扱っていると思うが、条例第9条の個人情報取扱事務開始届は提出しているか。未提出であれば速やかに提出してほしい。また、システム導入時には変更届を提出してほしい。

実施機関： 承知しました。

委員： 情報政策室職員が USB を介して SJ ネットワークから SA ネットワークにデータを移行するとあるが、この USB は私物ではなく専用のもを用いるのか。また、USB の持ち出しなどは行われぬのか。

実施機関： 私物ではない、データ移行専用の USB です。また、USB 自体は電子錠の付いた管理ボックスで管理されているものです。

委員： LGWAN はインターネットとは分離されたネットワークであると認識していたが、今回は中間サーバを介してインターネット領域とつながるという理解でよいか。

実施機関： おっしゃるとおりです。

委員： 中間サーバや公開サーバは LGWAN-ASP のことを指しているのか。

実施機関： サービスの利用としては LGWAN-ASP サービスを利用します。LGWAN は行政専用のネットワークですので、インターネットと通信する際には必要最小限のポートを開放して行うこととなります。LGWAN-ASP の登録事業者にのみ与えられた権限ですので、同事業者に運営を任せたいと考えています。

委員： SJ ネットワークは LGWAN にはつながらないという認識でよいか。

実施機関： お見込みのとおりです。

委員： 保護者と育成室と双方向に通信が可能になるとのことだが、マイナンバーを利用することはしないのか。

実施機関： マイナンバーは利用しません。

委員： ID などはどのように設定するのか。

実施機関： 6桁から8桁ほどのIDの設定を想定しています。

事務局： 先ほど御質問がありました条例第9条の個人情報取扱事務開始届については、提出されていることを確認しました。

委員： 今回システムで取扱おうとしている情報は、現在、紙ベースでは保管方法や保存期間、廃棄時期などはどうなっているのか。

実施機関： 児童が通っている間は育成室にて保管していますが、通室しなくなった時点で本庁へ移されます。職員情報は30年保存、児童情報は、入室申請書は5年保存です。

委員： では、システム導入後は、紙ベースの保存期間に倣うかたちという理解でよいか。

実施機関： おっしゃるとおりです。

委員： 留守家庭児童育成室は、民間事業者の一部委託されていると思うが、民間委託されている育成室も本システムを利用する予定か。

実施機関： 本システムはLGWANにつながるシステムですので、行政しか使えないものになります。よって、民間委託している育成室に通う児童の情報自体は、本システムに取り込みますが、民間委託している育成室においては、LGWANにつながるパソコンは使用しませんので、本システムを利用することはありません。

3 委員間協議・裁決

全員一致で同意する。

諮問案件2 人事評価システム導入業務に係る個人情報の保護について 【総務部 人事室】

1 諮問内容

(1) 対象業務

人事評価システムの導入業務

(2) 概要

ア 目的

現行の人事評価については、エクセルソフトを用いて運用を行っています。その流れとしては、まず、被評価者が勤務評価シートの項目ごとに自己評価を入力し、一次評価者へ当該シートを提出します。次に、一次評価者が被評価者の評価を行ったうえで二次評価者に当該シートを提出し、二次評価者が最終評価を行います。最終評価が終わると、所属長は当該シートとともに、所属職員の当該シートの各項目における評価結果について集計し、一覧表を作成のうえ人事室に提出します。

こうした現行の運用においては、データの受け渡しや管理に注意を要することや、所属

ごと及び全庁的な集計作業、評価結果を抽出しての利活用などに多大な事務量が生じることなどが課題となっています。

そこで、人事評価システムを導入することにより、これらの課題を解消し、事務の合理化を図るものです。

イ 効果

(ア) システム化することにより、被評価者・評価者間や評価者間などのエクセルファイルの物理的な受け渡しを解消することができ、データの取扱いに関する安全性の向上が図れます。

(イ) 所属ごとの評価結果の集計や提出状況（完了状況）などの管理事務の省力化を図ることができます。

(ウ) 評価結果を項目ごとに CSV ファイルで出力が可能になることにより、人事管理への利活用が容易になります。

(3) 諮問理由

人事評価システムを導入することが第 12 条の新たに電子計算機処理を行おうとするときに該当し、また、庁外のデータセンターでデータ管理するため、第 13 条の実施機関以外のものとの電子計算機の結合の制限に該当すると考えられるため、諮問するものです。

2 議事要旨（委員からの質問）

委員： 評価結果について、人事室における抽出や人事管理での利活用では、職員の氏名や一次評価者氏名、二次評価者氏名も対象となるのか。

実施機関： 人事管理としての利活用では、一次評価者氏名及び二次評価者氏名は対象外となります。

委員： 過去の評価結果も人事評価システムに取り込むのか。取り込む場合は、人事評価システムへのデータの移行方法について、説明してほしい。移行データの持出がある場合、具体的な持出方法やその管理方法についても、説明してほしい。

実施機関： 過去の評価結果の取り込みは行いません。

委員： システム上の個人情報を含むデータの保存期間とデータ削除の方法について、説明してほしい。

実施機関： 紙の文書と同様に 5 年保存で、削除方法については、人事室職員が管理者権限で削除します。

委員： 集計したデータの利活用について、SA 端末上に CSV ファイルをダウンロードすることはあるのか。

実施機関： 想定しています。

委員： SA 端末にダウンロードした CSV ファイルの保有方法や保有期間、データ削除はどうするのか。

実施機関： 人事評価に関するものは5年保存になりますので、それに倣うことになります。

委員： 集計したデータの利活用は誰が行うのか。

実施機関： 人事室の特定の管理権限のある者が行います。

委員： 評価は、一時評価者、二次評価者二人で行うのか。

実施機関： おっしゃるとおりです。

委員： 現行、エクセルで管理しているのであれば、プログラムを書いて集計できるのではないか。

実施機関： パスワード設定なども行うので、プログラムでは書きにくいと考えています。

3 委員間協議・裁決

全員一致で同意する。

諮問案件3 人事給与システムのクラウド化に係る個人情報の保護について 【総務部 人事室】

1 諮問内容

(1) 対象業務

人事給与の管理業務

(2) 概要

ア 目的

職員の労務管理や給与計算を行う人事給与システムは、市役所庁内にサーバを設置し、当該サーバ内にシステム構築し運用を行っています。今般、当該サーバのOS（オペレーティングシステム）のサポートが令和5年10月に終了するため、サーバOSの更新が必要となります。

一方、政府は、「デジタルガバメント実行計画」を掲げ、当該計画において、地方自治体によるガバメントクラウドの活用を推進しており、また、本市においても第4期情報化推進計画の中でシステムのクラウド化を含めた「内部事務最適化」が示されています。

これらのことを踏まえ、サーバOSの更新時期に併せて人事給与システムをクラウドサーバに移行し運用しようとするものです。なお、人事給与システム自体に変更はなく、現行システムを継続利用するものです。

イ 効果

(ア) クラウドサーバへの移行により、職員によるサーバ管理業務が不要となり、また、システムトラブルに対しても、システム運用事業者による迅速なリモート対応が可能となるこ

とから、職員の負担軽減を図ることができます。

(イ) クラウドサーバを設置・管理するデータセンターは地震や停電、水害等の災害に対する備えが施されており、そうした庁外の施設を利用することにより、リスク分散を図ることができ、災害に対する安全性の向上に寄与します。

(3) 諮問理由

吹田市職員の人事給与の管理機能を有する人事給与システムのクラウド化に伴い、個人情報が入外のデータセンターで管理されます。このことが第13条の実施機関以外のものとの電子計算機の結合の制限に該当すると考えられるため、諮問するものです。

2 議事要旨（委員からの質問）

委員： 個人情報を含むデータのクラウド化した人事給与システムへのデータの移行方法について、説明してほしい。移行データの持出がある場合、具体的な持出方法やその管理方法について、説明してほしい。

実施機関： データの移行方法については、接続認証を行ったうえで、吹田市の LGWAN 接続系の環境とクラウド環境を専用線によって接続し、データを移行します。作業については、人事室の立会いの下、システム運用事業者の SE が吹田市庁舎内でネットワークを切り替えて実施するため、クラウドへの移行に関しては、移行データの持ち出しは不要です。

委員： クラウド化した人事給与システム上の個人情報を含むデータの保存期間とデータ削除の方法について、説明してほしい。

実施機関： 職員の人事記録等については、永年保存することとなっているため、データ削除については、検討していません。

委員： 財務会計システム等とのシステム連携について、現行の人事給与システムの場合と、クラウド化した人事給与システムの場合の比較説明してほしい。

実施機関： サーバの置き場所が変わるだけのものであり、財務会計システム等とのシステム連携については、現行と変わりありません。

委員： 人事給与システムのクラウド化への移行時には、個人情報を含むデータの管理、データの削除・廃棄について、情報漏洩などが発生しないように十分に検討し実施してほしい。

実施機関： 承知しました。

委員： 人事給与システムと財務会計システムとの連携について、もう少し詳しく説明してほしい。

実施機関： 人事給与システムから CSV ファイルで出力し、財務会計システムに取り込んでいます。

委員： 財務会計システムもクラウド化すると聞いている。そうであれば人事給与システム

は、自身のデータを置くデータセンターだけでなく、財務会計システムに CSV ファイルを渡すために財務会計システムのデータセンターにもつながることになるのか。

実施機関： 人事給与システムから財務会計システムへの CSV ファイルの受け渡しは、オンラインではなく USB などにより行っています。

3 委員間協議・裁決

全員一致で同意する。

諮問案件 4 北千里児童センター入退室管理システムに係る個人情報の保護について

【児童部 子育て政策室】

1 諮問内容

(1) 対象業務

北千里児童センター入退室管理システム導入業務

(2) 概要

ア 目的

北千里小学校跡地に、北千里児童センター、北千里地区公民館及び北千里図書館の 3 施設の複合施設（以下、「まちなかりビング北千里」という。）を建設しており、令和 4 年 11 月に供用開始を予定しています。

市内の各児童センターを利用する際は、児童センターの使用申請手続きが必要であり、これまで、申請に関する処理は紙のみでの運用としていました。まちなかりビング北千里の供用開始後には、北千里児童センターの使用にあたっては、図書館の貸出カードを利用した北千里児童センター入退室管理システムを導入することにより、市民サービスの向上及び業務の効率化を図ります。

イ 効果

北千里児童センターの利用にあたっては、初回のみ「使用証交付申請書」を提出いただくことで、以降の利用の際には、図書館の貸出カードを同センターの使用証とすることにより、利用者の利便性の向上につながります。

また、システムの導入により、利用者数集計等の事務処理の省力化を図ることができ、職員の負担軽減にも寄与します。（図書館の貸出カードのバーコードデータのみを個人識別 ID として、児童センターでも登録しますが、その他の個人情報（氏名、住所等）と共有するということはありません。）

(3) 諮問理由

入退室管理システムを導入することが、吹田市個人情報保護条例第 12 条第 1 項の新たに電子計算機処理を行おうとするときに該当するため。

2 議事要旨（委員からの質問）

委員： システム上の個人情報を含むデータの保存期間とデータ削除の方法について、説明してほしい。

実施機関： 紙媒体で提出いただいている「使用証交付申請書」の保存期間を 3 年間としています。

システム上のデータについても、利用対象年齢では無くなった場合など、利用対象者として該当しなくなった利用者のデータについては、紙媒体の申請書と同様に常用後 3 年経過したのち、該当データを削除します。

委員： 使用証交付申請書の保有期間、廃棄時期や廃棄方法について、説明してほしい。

実施機関： 上記のとおり、3 年間です。廃棄については、指定管理者が、市の廃棄方法に倣い、機密文書の廃棄として処分するよう指導します。

委員： 使用証（図書カード）を紛失等で再発行した場合、旧使用証（図書カード）を無効とするために、システム上ではバーコード値の変更処理を行う方法又は旧登録データを削除し新規登録を行う方法が見込まれるが、運用面を考慮したうえで、再発行時の処理について、説明してほしい。

実施機関： 図書カードの再発行時、同じバーコードを引き継ぐことは無く、新しいバーコード値が交付されるため、それと同様に、システムについてもその都度、旧バーコードデータでの登録を、有効期限を入力することにより、期限切れ以降使用不可とし、新たに新バーコード値で登録します。

なお、使用証（図書館カード）を再発行した際は、利用者に対し、届出書の提出を求めます。

委員： 図書館カードがない児童は利用できないということか。他市の友だちと一緒に来た場合などはどうなるのか。

実施機関： 児童センターの利用は、原則市内居住者に限られます。

委員： 児童センターは親も利用できるのか。

実施機関： 未就学児の保護者は、子の付き添いとして利用できます。入退室にあたっては子の図書館カードを利用します。

委員： 紛失等により図書館カードを再発行した場合、図書館から児童センターにカードを再発行した旨の連絡が入るのか。

実施機関： 利用者本人からの申し出によります。

委員： その取扱いであれば、図書館カードを拾った子どもが、本人に成りすまして入退室

することがありえないか。

実施機関： 受付の際に、名前や学校名を確認することで、本人確認はできると考えています。

委員： 今回の仕組みは北千里児童センターに限られるのか。

実施機関： おっしゃるとおりです。北千里児童センターは、図書館とともにひとつの建物に入る複合施設になります。一方、その他の既存施設では、図書館カードを作成するために図書館へ行くことが逆に利便性を下げることになる場合があります。

委員： 児童センターに行くために図書館カードを持っていくこと自体が制約にならないか。

実施機関： 既存の児童センターを利用する際は、児童センターの使用証が必要です。北千里児童センターだけ入退室にカードが必要になるということではありません。

委員： 入室受付を済ませた後、電子錠を開ける IC カードを貸し出すとのことだが、貸し出し中の IC カードを誰が持っているのかということは管理しないのか。

実施機関： IC カードには個人情報を持たせませんが、付番します。入室受付の際、1番のカードが収納された場所から当該 IC カードを取り出し、入室者に貸し出すとともに、入室者の図書館カードを1番のカードが収納されていた場所に収納することで、誰に何番のカードを貸し出したか把握できる仕組みを考えております。

3 委員間協議・裁決

全員一致で同意する。

諮問案件 5 申請管理システム構築業務に伴う新たな電子計算機処理に係る個人情報の保護について	【行政経営部 情報政策室】
--	---------------

1 諮問内容

(1) 対象業務

ぴったりサービス 申請管理システム構築業務

(2) 概要

ア 目的

申請管理システムは、マイナンバーカードを利用した行政手続きのオンライン申請サービス（ぴったりサービス）で市民が申請を行う際の入力データを庁内ネットワーク（マイナンバー利用事務系）へ連携するシステムです。行政手続のオンライン化による行政手続の利便性向上や行政運営の簡素化・効率化を目的としています。

イ 効果

行政運営の簡素化・効率化を実現できます。将来的に基幹系システムとのデータ連携が

可能になれば、申請者の個人特定の自動化や、申請情報と基幹系システムの保持情報との突合が自動化されるなど職員の負担軽減や業務の正確性向上が図れます。

具体的には、現在稼働している電子申込システムから基幹システムへデータを格納する場合、職員及びシステム運用者の手作業が必要です。以後、「ぴったりサービス」から申請管理システムへ自動でデータ連携するため、手作業の量を軽減できます。

(3) 諮問理由

今回の業務が、「ぴったりサービス」からの申請情報を庁内ネットワークに取り込み、新たに電子計算機処理を行おうとする業務であり、吹田市個人情報保護条例第 12 条及び第 13 条により、審議会の意見を聴かなければならないため。

2 議事要旨（委員からの質問）

～実施機関は前回審議会における委員からの意見に対して、新たに用意した追加説明資料に

基づき説明～

委員： 特定通信について、もう少し詳しく説明してほしい。

実施機関： 特定通信とは、特定の相手と特定のアプリケーションでのみ通信できるように限定した通信のことです。ここでは、連携サーバはぴったりサービスとのみ通信できる仕組みとなり、連携サーバからぴったりサービス側へ情報を取りに行く流れとなります。

委員： DMZ の機能を説明してほしい。

実施機関： DMZ の部分では、ファイヤーウォールでどこからどこへ、どういった情報を通信させるのかということ进行管理しています。

委員： 申請管理システムの機能についても説明してほしい。

実施機関： 申請管理システムは、市民の方からどういった申請がなされたかの確認や CSV ファイルへの出力といった、受け付けた申請を進めていくための手続きを行うものです。

委員： 申請管理システムと住基システムとの連携について説明してほしい。

実施機関： ぴったりサービス側でマイナンバーカードにより公的個人認証を行います。そのうえで申請者が誰なのかを特定するために住基システムに連携させています。

委員： 申請管理システムから出力した CSV ファイルは、各システムに取り込んだ後、どうなるのか。

実施機関： 各システムで受付した後は、長期保存することは考えておらず、削除していきます。

委員： 各システムにおいて CSV ファイルの取込みができるように改修するまでは、CSV ファイルは使わないという理解でよいか。

実施機関： おっしゃるとおりです。

委員： 各システムの改修後、改めて各システムがぴったりサービスとネットワーク上でつながるといって諮問されるのか。

実施機関： 各システムと直接つながる申請管理システムは、マイナンバー利用事務系の同じネ

ットワーク上にあり、かつ実施機関同士がつながるだけなので改めて諮問することは考えていません。

委員： DMZ の部分は、LGWAN-ASP という理解でよいか。

実施機関： お見込みのとおりです。

委員： DMZ の部分と申請管理システムが置かれているのは LGWAN 接続系という理解でよいか。

実施機関： ネットワークとしては、LGWAN とは別の領域です。

委員： SJ ネットワーク（マイナンバー利用事務系）は LGWAN につながらないと認識していたが、本システムではどういう仕組みになっているのか。

実施機関： 原則としては、おっしゃるとおりです。今回の案件については、令和 2 年 12 月に「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を国が改定し、eLTAX やびったりサービスなど十分にセキュリティが確保されていると国が認めた特定通信に限り、連携サーバを介して SJ ネットワークへのインターネット経由の申請等のデータの片方向の電子的移行が可能となりました。

委員： これからは、SJ 系のシステムも LGWAN とつながる可能性が出てくるという理解でよいか。

実施機関： おっしゃるとおりです。

3 委員間協議・裁決

全員一致で同意する。